

注記（一般会計等）

1 重要な会計方針

（１）有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和５９年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。

イ 昭和６０年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

（２）有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの……………出資金額

（３）棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別原価法を採用しています。

（４）有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（事業用資産、インフラ資産、物品）……………定額法

② 無形固定資産（ソフトウェア等）……………定額法

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が１年以内のリース取引及びリース契約１件あたりのリース料総額が３００万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権および貸付金の徴収不能または回収不能に備えるため、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、期末自己都合退職手当要支給額を計上しています。

なお、退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち那賀町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当および勤勉手当ならびにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（歳計外現金）。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

- ・一般会計
- ・ケーブルテレビ事業特別会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	－％
連結実質赤字比率	－％
実質公債費比率	6.6％
将来負担比率	－％

⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額 3,183,833 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	6,487,844 千円
元利償還金・純元利償還金に係る基準財政需要額算入額	31,333 千円
将来負担額	16,754,801 千円
充当可能基金額	12,156,328 千円
特定財源見込額	244,256 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	11,681,301 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 209,894 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	14,395,642 千円	12,077,052 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	531,085 千円	502,993 千円
繰越金に伴う差額	2,026,418 千円	—
相殺消去に伴う差額	63,981 千円	63,981 千円
資金収支計算書	12,836,328 千円	12,516,064 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（ケーブルテレビ事業特別会計）の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	1,666,216 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	576,819 千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	3,364 千円
減価償却費	△4,272,980 千円
賞与等引当金繰入額(増額)	△10,233 千円
退職手当引当金繰入額（減額）	142,402 千円
徴収不能引当金繰入額（減額）	4,405 千円
投資損失引当金繰入額（増加）	△1,679 千円
資産売却益	37,112 千円
投資活動収入のその他の収入	2,321 千円

純資産変動計算書の本年度差額 △1,852,253 千円